第三十四条第一項第五号	年月日
第三十四条第二項第一号及び第三号	抄本
第三十四条の二第一項第一号	及び住所
第三十四条の二第一項第四号	年月日
第三十四条の二第二項第一号	抄本
第三十四条の二の二第一項第七号	年月日
第三十五条の三第一項各号列記以外の部分	平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項

年月	
抄本若しくは謄本	
、住所及び氏名	
年月	
抄本若しくは謄本	
年月	
平成六年改正法附則第十九条第一項	

第二目　障害厚生年金及び障害手当金

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第百十四条の二　障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条並びに第五十一条の二を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第一号	及び住所
第四十四条第一項第五号	業務上
第四十四条第一項第七号の二	第一条各号
第四十四条第一項第八号	年月日
第四十四条第一項第九号	イ及びロ
第四十四条第二項第一号	抄本
第四十四条第二項第三号	共済組合の
	、当該共済組合
	国民年金法施行規則

	、住所及び氏名
	公務上若しくは業務上
	第一条第一項各号
	年月
	イ
	抄本若しくは謄本
	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	当該共済組合
	それぞれ国民年金法施行規則

第四十四条第二項第八号	抄本
第四十四条第二項第八号の二	第一条各号
第四十五条第一項	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法第五十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
第四十五条第一項第一号	及び住所
第四十五条第二項第一号及び第四十五条の三第二項第四号	抄本
第四十六条各号列記以外の部分	十日以内に
第四十六条第一号	及び住所
第四十七条第二項第四号	抄本
第四十七条の二第一項各号列記以外の部分	障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）
第四十七条の二第一項第三号	年金証書、旧法による障害年金証書又は旧船員保険法による障害年金証書
第四十七条の二第一項第九号及び第十一号	年月日
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の
	、当該共済組合
	国民年金法施行規則

	抄本若しくは謄本
	第一条第一項各号
	第三十八条第二項
	、住所及び氏名
	抄本若しくは謄本
	速やかに
	、住所及び氏名
	抄本若しくは謄本
	障害厚生年金
	年金証書
	年月
	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	当該共済組合
	それぞれ国民年金法施行規則